

## 山口市女性活躍職場環境改善助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、女性従業員のための職場環境改善に積極的に取り組む市内中小企業者に対して、女性の活躍推進に向けた施設改修、意識改善等の取組に必要な費用の一部を助成することで、女性の就業継続、職域拡大を始めとした女性の活躍推進を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者

イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体（信用協同組合及び商工組合連合会を除く。）

ウ 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が300人以下（ただし、小売業を主たる事業とする事業者については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については100人以下）のもの

(2) 一般事業主行動計画 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。

(3) やまぐち女性の活躍推進事業者 山口県のやまぐち女性の活躍推進事業者宣言制度実施要綱に基づく登録を受けた事業者をいう。

### (助成対象者)

第3条 山口市女性活躍職場環境改善助成金（以下「助成金」という。）の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 山口市内に主たる事業所を有する中小企業者であること。

(2) 市税の滞納がないこと。

(3) やまぐちしごと応援サイトへ登録していること。

### (助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、女性活躍推進のための取組で、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、国、県又は市等の補助金等を受けた経費については対象外とする。

(1) 女性専用の専用更衣室、トイレ改修等の環境整備

(2) 女性管理職候補者の育成又は女性管理職の積極的な登用

(3) 労務担当者又は従業員に対する研修、周知及び啓発

(4) 外部専門家によるコンサルティングの導入

(5) 男性への育児休暇取得の促進

(6) 就業規則又は労使協定の見直し

(7) 前各号に掲げるもののほか、女性のための職場環境改善に向けた取組

2 助成対象事業を実施する期間は、第7条第2項に定める交付決定を受けた日から、当該交付決定を受けた日の属する年度の2月末日までとする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の交付の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表1に掲げる経費のうち、市長が助成対象事業の実施に必要なかつ適当と認めた経費とする。

(助成金の額)

第6条 市長は、助成対象者に対して、予算の範囲内において、助成金を交付する。

2 同一の助成対象者に対する助成金の交付は、同一年度内において1回を限度とする。

3 助成対象者に交付する助成金の助成率及び助成限度額は、別表2のとおりとする。ただし、助成金に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、山口市女性活躍職場環境改善助成金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(別紙1)

(2) 収支予算書(別紙2)

(3) 事業実施に係る見積書等の写し

(4) 工事を伴う場合は工事前の現況写真

(5) 申請時に一般事業主行動計画を未策定の場合は女性活躍推進に向けた課題確認表(別紙3)

(6) 一般事業主行動計画を策定している場合はその写し(別表2第1項の事業(以下「加算対象事業」という。)を行う者で未策定の場合は実績報告までに提出すること。常時雇用する労働者の数が101人以上の事業者は必須)

(7) やまぐち女性の活躍推進事業者に登録されている場合は登録証の写し(加算対象事業を行う者で未登録の場合は、実績報告までに提出すること。)

(8) 履歴事項全部証明書又はこれに代わるもの(個人事業者の場合は、確定申告書の写し又は開業届の写し及び住民票の写し)

(9) やまぐちしごと応援サイト登録確認票の写し(登録済の場合は不要)

(10) 市税の滞納のないことの証明書

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、助成金を交付することが適当であると認めるときは、山口市女性活躍職場環境改善助成金交付決定通知書(様式第2号)により、適当でないと認めるときは、山口市女性活躍職場環境改善助成金不交付決定通知書(様式第3号)によりそれぞれ通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(事業内容の変更)

第8条 前条第2項の規定による交付の決定を受けた助成対象者(以下「交付決定事業者」という。)は、助成事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ、山口市女性活躍職場環境改善助成金変更交付申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受

けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは山口市女性活躍職場環境改善助成金変更交付決定通知書（様式第5号）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第9条 交付決定事業者は、やむを得ない理由により助成事業を中止し又は廃止しようとするときは、速やかに山口市女性活躍職場環境改善助成金中止（廃止）申請書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 交付決定事業者は、助成対象事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、山口市女性活躍職場環境改善助成金実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書（別紙4）
- (2) 収支決算書（別紙5）
- (3) 助成対象事業の経過及び成果を証する書類（工事を伴う場合は工事後の現況写真）
- (4) 支払いを証する書類
- (5) 一般事業主行動計画の写し（加算対象事業で申請時に未策定の場合）
- (6) やまぐち女性の活躍推進事業者の登録証の写し（加算対象事業で申請時に未登録の場合）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（助成金額の確定）

第11条 市長は、交付決定事業者から前条に定める実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、助成対象事業の実施結果が、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、交付決定事業者に対し山口市女性活躍職場環境改善助成金額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（助成金の請求）

第12条 交付決定事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、山口市女性活躍職場環境改善助成金請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受け取ったときは、30日以内に当該交付決定事業者に助成金を交付する。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、交付決定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 助成金の交付に際して付した条件に違反したとき。
- (3) 助成金の申請に偽りその他不正行為があったとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、山口市女性活躍職

場環境改善助成金交付決定取消通知書（様式第10号）により通知するとともに、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を請求するものとする。

（財産の処分の制限）

第14条 交付決定事業者は、助成対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を、市長の承認を受けずに、助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、次の各号のいずれか該当する場合は、この限りでない。

(1) 交付決定事業者が、助成金の全部に相当する金額を市に納付した場合

(2) 助成金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合

2 交付決定事業者が前項第1号又は第2号に該当する場合の手續については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の例によるものとする。

（報告及び調査）

第15条 市長は、必要と認める事項について、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1 (第 5 条関係)

区 分	内 容
報償費	外部専門家への相談料、研修会等の講師謝礼 等
旅費	研修会等の講師旅費、資格取得に係る旅費 等
消耗品費	資格取得に係る教材費 等
印刷製本費	各種制度周知パンフレット又は研修用教材等の印刷費 等
役務費	資格取得に係る手数料 等
委託料	研修会開催に係る委託料 等
使用料及び賃借料	研修会等に係る会場使用料 等
工事費	トイレ等の施設改修工事費 等
備品購入費	更衣用ロッカー 等
その他	その他、適当と認められる経費

別表 2 (第 6 条関係)

区分	助成率	助成限度額
1 一般事業主行動計画を策定し、やまぐち女性の活躍推進事業者に登録されている中小企業者が行う事業（加算対象事業）	助成対象経費の 3 分の 2	5 0 万円
2 前項以外の中小企業者が行う事業	助成対象経費の 2 分の 1	3 0 万円